

処 分 基 準

令和 7 年 11 月 28 日

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第 31 条の 25 第 1 項
処 分 の 概 要：特定遊興飲食店営業の許可の取消し、停止命令
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙 2 のとおり
問 合 せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：